

3. 教育課程の充実

(前年度予算額)	3,024百万円)
平成30年度要求・要望額	3,324百万円

1. 要 旨

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、学習指導要領改訂の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善、高校生の基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進し、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

2. 内 容

○学習指導要領等の改訂及び主体的・対話的で深い学びの推進

532百万円(589百万円)

学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の周知・徹底を図る。

○新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業

158百万円(新規)

新学習指導要領への移行期間中に、指導内容が追加される算数・数学、理科について、教科書に準拠した補助教材を作成し、児童生徒に配布する。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

73百万円(73百万円)

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業

139百万円(138百万円)

高等学校現場のPDCAサイクルの構築のため、実践研究校において、基礎学力の定着に向けた学習指導体制の検討や教材開発等とともに、これらの取組に資するよう試行調査を通じて生徒の学習成果や課題を把握する。また、試行調査の結果も活用しつつテスト手法に関する研究開発を行うなど「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始を見据えた取組を行う。

○理数教育の充実のための総合的な支援等 2,164百万円(1,996百万円)

理科教育振興法に基づき、観察・実験に係る理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる指導体制を整備する。

○現代的課題に対応した教育の充実 94百万円(74百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育、放射線教育、社会参画等に関する教育の充実に関する取組を実施する。

【(参考：復興特別会計)放射線副読本の改訂・配布(233百万円)】

○カリキュラム・マネジメントの在り方に関する研究 40百万円(40百万円)

小学校学習指導要領の改訂を踏まえた授業時間数増に伴う授業日数の見直し(長期休業期間や土曜日の活用等)や弾力的な時間割編成の在り方、教育効果を高めるための指導計画・教材等の在り方について実践的な研究を行い、その成果を普及し、各学校・地域の実情に応じたカリキュラム・マネジメントを支援する。

○高等学校における総合的な学習の時間の抜本的改善・充実

11百万円(11百万円)

次期学習指導要領における高等学校の「総合的な探究の時間」が各学校において円滑に行われるよう、育成すべき資質・能力を確実に身に付けるために必要な教材の開発などの調査研究を行い、学校における指導の抜本的改善・充実を図る。

○「キャリア・パスポート(仮称)」普及・定着事業【後掲】

4百万円(4百万円)

児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート(仮称)」の導入に向け、その活用方法等についての調査研究を実施する。

○特別支援学校学習指導要領等の改訂【後掲】

79百万円(42百万円)

学習指導要領の改訂や解説書の作成、周知・徹底等を着実に実施する。

○幼稚園教育要領の普及・啓発【後掲】

30百万円(58百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央および都道府県において研究協議会を行う。

※上記のほか、教育課程の充実の観点から「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」を実施(965百万円)【後掲】

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のため、新学習指導要領の全面実施に向けた新教材の整備、民間機関と連携による指導法等の開発や教員の指導力・専門性向上向上のための事業を行う。

教育課程の充実 平成30年度概算要求額：3,324百万円 (平成29年度予算額：3,024百万円)

<概要>

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、**学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため**、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、**主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善、高校生の基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進。**

学習指導要領等の改訂及び主体的・対話的で深い学びの推進

<平成30年度概算要求額：532百万円>

学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進等。

新学習指導要領移行措置に対応する算数・数学、理科の補助教材の作成・配布事業

<平成30年度概算要求額：158百万円(新規)>

新学習指導要領への移行期間中に、指導内容が追加される算数・数学、理科について、教科書に準拠した補助教材を作成し、児童生徒に配布。

理数教育の充実のための総合的な支援等

<平成30年度概算要求額：2,164百万円>

理科教育振興法に基づき、観察・実験に係る理科設備の充実を図るとともに、理科の観察・実験の充実及び指導に注力できる指導体制を整備。

現代的な課題に対応した教育の充実

<平成30年度概算要求額：94百万円>

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育、放射線教育、社会参画等に関する教育の充実に関する取組を実施。

【（参考：復興特別会計）放射線副読本の改訂・配布（233百万円）】

カリキュラム・マネジメントの在り方に関する研究

<平成30年度概算要求額：40百万円>

小学校学習指導要領の改訂を踏まえた授業時間数増に伴う授業日数の見直し（長期休業期間や土曜日の活用等）や弾力的な時間割編成の在り方、教育効果を高めるための指導計画・教材等の在り方について実践的な研究を行い、その成果を普及。

次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

<平成30年度概算要求額：73百万円>

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施。

高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業

<平成30年度概算要求額：139百万円>

高等学校現場のPDCAサイクルの構築のため、実践研究校において、基礎学力の定着に向けた学習指導体制の検討や教材開発等とともに、これらの取組に資するよう試行調査を通じて生徒の学習成果や課題を把握する。また、試行調査の結果も活用しつつテスト手法に関する研究開発を行うなど「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始を見据えた取組を実施。

高等学校における総合的な学習の時間の抜本的改善・充実

<平成30年度概算要求額：11百万円>

次期学習指導要領における高等学校の「総合的な探究の時間」が各学校において円滑に行われるよう、育成すべき資質・能力を確実に身に付けるために必要な教材の開発などの調査研究を行い、学校における指導の抜本的改善・充実。

教育課程充実の観点から「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」を実施

<平成30年度概算要求額：965百万円>

初等中等教育の教育課程の一層の充実

4. 道徳教育の充実

(前年度予算額	1,957百万円)
平成30年度要求・要望額	3,754百万円

1. 要 旨

平成27年3月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの道徳の時間を教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。

本改正は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、これらを踏まえた道徳の指導が着実に実施されるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた教員の指導力向上を図る。さらに、「親子道徳の日」といった学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

2. 内 容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等 3,754百万円(1,957百万円)

(1) 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

改訂学習指導要領を踏まえた効果的な指導や評価及び推進体制等に係る研究協議会を開催するとともに、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、郷土の伝統文化や偉人などを取り上げた地域教材の作成、「親子道徳の日」といった学校・家庭・地域との連携による取組などを支援する。

(2) 道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の整備を図る。

(3) 道徳科の教科書の無償給与

小学校（平成30年度～）及び中学校（平成31年度～）の道徳科の教科書を無償給与する。

道徳教育の抜本的改善・充実

平成30年度概算要求額:37.5億円 (平成29年度予算額:19.6億円)

背景

- 平成25年 2月 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について(第一次提言)」
—いじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言
12月 「道徳教育の充実に関する懇談会」報告
—「特別の教科 道徳」(仮称)の設置等について提言
- 平成26年 2月 中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問
10月 中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
—「特別の教科 道徳」(仮称)に係る学習指導要領の具体的な在り方等
について提言
- 平成27年 3月 学習指導要領の一部改訂等
(平成27年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。)
- 平成30年 4月 小学校において全面实施 ※教科書の無償給与開始
平成31年 4月 中学校において全面实施 ※教科書の無償給与開始

1. 道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

特別の教科化の全面实施に向け、改訂学習指導要領を踏まえた効果的な指導方法や評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、郷土の伝統文化や偉人などを取り上げた地域教材の作成、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

②道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材、評価に関する資料等を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アーカイブ」を整備する。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

2. 道徳科の教科書の無償給与(小・中学校分)(中学校は新規)

平成30年度から使用する小学校及び平成31年度から使用する中学校の道徳科の教科書は無償給与する。

5. 全国的な学力調査の実施

(前年度予算額)	5,252百万円)
平成30年度要求・要望額	5,942百万円

1. 要 旨

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、そのような取組を通じた教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するため、全国的な学力調査を実施する。

2. 内 容

(1) 平成30年度調査の実施等 4,323百万円 (3,517百万円)

対象学年（小6、中3）の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科の悉皆調査を実施するとともに、平成31年度の中学校英語調査に向けた予備調査及び専門家による追加分析調査を実施する。

【本体調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

対象教科：国語、算数・数学、理科

（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

【予備調査】

平成31年度の中学校英語調査に向け、中学校における英語の「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」を測るための予備調査(抽出方式)を実施する。

【専門家による追加分析】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施する。

(2) 平成31年度調査の準備 1,619百万円 (1,735百万円)

平成31年度調査として、国語、算数・数学、英語を対象教科とした悉皆調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

対象教科：国語、算数・数学、英語（中学校のみ）

全国的な学力調査の実施

【文科省分】平成30年度概算要求額 5,279百万円(前年度予算額 4,625百万円)
(【国研分】平成30年度概算要求額 663百万円(前年度予算額 627百万円))

調査の目的

国としては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かす

教育委員会としては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かす

学校としては、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげる

以上のような取組を通じて、
教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する



平成30年度調査の実施等

4,323百万円
(文部科学省：4,098百万円/国立教育政策研究所：226百万円)

【本体調査：悉皆調査】

調査日：平成30年4月17日(火)

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒

調査教科：国語、算数・数学、理科（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

併せて、中学校における英語の予備調査（抽出方式による「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の調査）を実施する。

【専門家による追加分析調査】

国、教育委員会、学校における教育施策や教育指導の一層の改善を図るため、学力調査を活用し、大学等の研究機関の専門的な知見を活用した高度な分析・検証に関する調査研究を実施

平成31年度調査の準備

1,619百万円
(文部科学省：1,182百万円/国立教育政策研究所：437百万円)

平成31年度調査において、国語、算数・数学、英語（中学校）を対象教科とした悉皆方式での調査を実施するための準備を行う。

調査対象：小学校第6学年・中学校第3学年の全児童生徒（悉皆調査）

調査教科：国語、算数・数学、英語（児童生徒、学校に対する質問紙調査も実施）

6. いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,134百万円)
平成30年度要求・要望額 7,281百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」、教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置拡充等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

- ◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 7,201百万円（6,114百万円）
 - (1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等 6,707百万円（5,910百万円）

【学校等支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

- ・スクールカウンセラー配置の増(26,000校→27,500校(全公立小中学校へ配置))
- ・公立中学校に対するスクールカウンセラーの通常配置(5,800校)に加え、小中連携型配置の拡充(3,200校→4,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進。更に、生徒指導上、大きな課題を抱える公立中学校等においてスクールカウンセラーによる週5日相談体制(200校)を実施。
- ・公立小学校の通常配置(9,500校)に加え、小中連携型配置の拡充(6,400校→8,000校)による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校)
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置方式も推進

[目標]平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
H30:27,500校（H29:26,000校）
（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率1／3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカー配置の増（5,047人→8,047人）
- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な全ての学校で活用できるよう配置を拡充
 - ・小中学校のための配置（5,000人→8,000人）
 - ・高等学校のための配置（47人）
- ・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人）
- ・スーパーバイザー（47人）の配置
- ・連絡協議会等の開催を通じた質向上の取組の支援

[目標]平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置
H30:8,000人（H29:5,000人）
（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

③24時間子供SOSダイヤル

- ・いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

【自治体支援】

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等〔補助率1／3〕

- ・第三者的立場から調整・解決する取組（90地域）
 - ・外部専門家を活用して学校を支援する取組（100地域）
 - ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等（10地域）への支援
- 重大事態等発生時の指導助言体制の強化（現状調査や現地支援を行うための職員派遣）

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業

462百万円(179百万円)

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
- ④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究
- ⑥SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究【新規】

等

《関連施策》

- 教職員定数の改善

(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 500人)

- 道徳教育の抜本的改善・充実等

- 教員研修の充実((独)教職員支援機構によるいじめの問題に関する指導者養成)

- ・(独)教職員支援機構において、いじめの情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修を実施

◆ 夜間中学における就学機会の提供推進

79百万円(20百万円)

昨年12月に成立した教育機会確保法及び同法に基づく基本指針を踏まえ、①夜間中学の設置の促進、②既存の夜間中学における教育機会の確保、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大などを図ることにより、夜間中学における就学の機会の提供を推進する。

(参考:復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業

2,701百万円(2,701百万円)

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

平成30年度概算要求額:72億円(前年度予算額:61億円) ※【関連施策】は含まない

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネット及びSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■早期発見・早期対応 (外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等)

【学校等の取組に対する支援】

①スクールカウンセラーの配置拡充

- ・全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施
- ・公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置の拡充による公立小中学校の相談体制の連携促進
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置
H30:27,500校 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

- ・スクールソーシャルワーカー配置の拡充
- ・貧困対策・虐待対策のための重点加配
- ・スーパーバイザー(47人)の配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区(約1万人)に配置
H30:8,000人 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

【自治体の取組に対する支援】

幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
- ・重大事態等発生時の指導助言体制の強化(現状調査や現地支援を行うため職員を派遣)

■いじめ対策・不登校支援等推進事業

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究(3箇所)

・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCによる悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究(1箇所)

・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究(1箇所)

・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究(10箇所)

・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究(4箇所)

・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

⑥学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究(35箇所)

・教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

⑦SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究(10箇所)【新規】

・近年、若年層の多くがSNSをコミュニケーションの手段として用いており、いじめなどの様々な悩みを、SNSを活用して幅広く受け止める相談体制の構築のための調査研究

■【関連施策】

①教職員定数の改善・・・新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、500人の定数改善を計上。

②教員研修の充実・・・教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③道徳教育の抜本的改善・充実等・・・教育委員会等が行う研修や地域教材の作成への支援、道徳科の教科書の無償給与(小・中学校)等

④健全育成のための体験活動の推進・・・児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

—平成30年度概算要求額—

スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 4,806百万円
(平成29年度予算額4,559百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者(臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:27,500校

①全公立小学校に対する配置(週1日) **17,500校(16,000校)**
通常配置【35週×3h×1日】 **9,500校(9,600校)**
小中連携型配置【35週×4h×1日】 **8,000校(6,400校)**

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

②全公立中学校に対する配置
通常配置【35週×4h×1日】 **10,000校(10,000校)**
小中連携型配置【35週×4h×1日】 **5,800校(6,600校)**
公立中学校週5日体制の実施 **4,000校(3,200校)**
【35週×4h×5日】 **200校(200校)**

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

③貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) **1,000校(1,000校)**
【35週×4h×1日】

④不登校支援のための教育支援センターの機能強化(週1日) **250箇所(250箇所)**
【35週×4h×1日】

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度概算要求額 1,842百万円
(平成29年度予算額1,258百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

【目標】平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置

(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

H30:8,000人

(1)小中学校のための配置 **8,000人(5,000人)**
【48週×3h×1日】

<教育委員会等>



(2)貧困・虐待対策のための重点配置(週1日追加) **1,000人(1,000人)**
【48週×3h×1日】

(3)高等学校のための配置 **47人(47人)** 【48週×3h×3日】

(4)質向上のためのSV配置 **47人(47人)** 【48週×3h×5日】



<家庭>

<福祉関連機関>



※()は前年度

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

(前年度予算:3百万円)
平成30年度概算要求額:53百万円

【背景】

- 国は、**困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士**等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について(第一次提言)(平成25年2月26日教育再生実行会議決定)】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、**実践的な取組**を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(平成29年3月14日最終改定))】

【概要】

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。【2→10箇所】

1. 法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い(刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等)について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

2. 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

3. 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



- ✓ 調査研究結果の分析・検証・周知
- ✓ 施策への反映



校務の効率化・負担軽減
いじめの防止

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 常勤化に向けた調査研究

(前年度予算額: 4百万円)
30年度概算要求額: 65百万円

＜事業目的＞

○中央教育審議会の答申(「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」平成27年12月21日)において、スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)を将来的には学校教育法等において正規の職員として規定するとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすることを検討することとされている。

○これを受けて、学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方、週5日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するため、実際にモデル実施を通じた調査研究を実施する。

＜事業概要＞

○実施主体・・・地方公共団体

○実施箇所数・・・4箇所

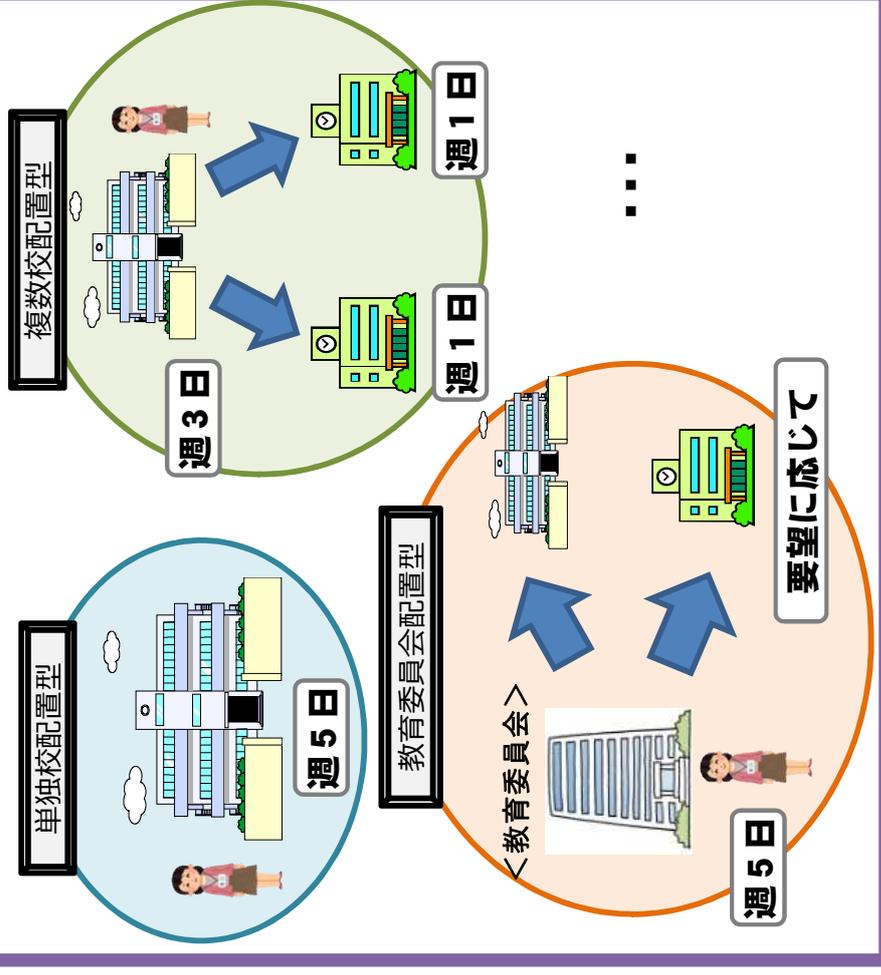
○実施内容・・・平成29年度に実施している調査研究の結果を踏まえ、以下の形態等によるSC及びSSWを常勤配置して活用し、その成果や課題について研究する。

(実施形態例)

- ・単独校配置型・・・単独の学校にSC及びSSWを常勤配置して、その学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・複数校配置型・・・例えば、同一中学校区において、SC及びSSWを常勤配置して、その中学校区内の中学校及び小学校における生徒指導上の課題に関して活用。
- ・教育委員会配置型・・・特定の学校ではなく、教育委員会にSC及びSSWを常勤配置して、一定程度の地域内の学校における生徒指導上の課題に関して活用。

SC, SSWの常勤配置のモデル実施 (1 → 4箇所)

◎ 1箇所ごとに、SC(1名)及びSSW(1名)を常勤配置(8H/日、5日/週)



調査研究成果・課題の分析・検証
将来の常勤化の仕組み作りへの反映

いじめや不登校等の未然防止、早期発見及び支援・対応の実現
教員の業務負担軽減

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

(前年度予算額:155百万円)
平成30年度概算要求額:233百万円

【背景】

- 不登校児童生徒数は高止まり傾向(平成27年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約12万6千人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等の基本指針」を策定
⇒不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要

【概要】

1. 教育委員会・学校を中心に、関係者間の連携の下、地域の実情に応じて、不登校児童生徒の学校以外の場における教育機会の確保等を支援する体制の整備に向けた実践研究
2. 不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を支援するための仕組み等に関する調査研究

1. 学校以外の場における教育機会確保等に関する調査研究(21→30自治体)

- ①訪問型支援やICT等を活用した支援のための支援員等の配置
- ②ICT機材の整備
- ③教育支援センター等の施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ④不登校児童生徒支援協議会の設置及び不登校児童生徒への「支援プラン」の作成・活用
- ⑤民間団体との連携による支援の実施
(保護者学習会、民間団体に通う子供に対する訪問型支援等の実施等)
- ⑥民間団体との連携による施設の設置に向けたコーディネーターの配置
- ⑦学習活動への経済的支援

2. 民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究(2→5団体)

平成29年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、

- ①民間団体の相互評価の実施
- ②中間支援組織の設置・充実



調査研究成果の
分析・検証・周知
施策への反映



不登校児童生徒へのきめ細かな
支援体制の整備等の推進

SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究

30年度概算要求額:95百万円
(新規)

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- これまでも、平成28年度より、24時間子供SOSダイヤル（音声通話による相談）について通話料を無料化するなど体制の整備に努めており、その結果、平成28年度中の24時間子供SOSダイヤル相談件数も約4万件と前年度と比較して約2倍に増加。
- 一方、スマートフォン等の普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっており、音声通話のみならず、SNSを活用した相談体制の構築を行うことが強く求められている。

(参考)平成27年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間
(平成28年8月総務省情報通信政策研究所調査)

10代:携帯通話2.8分、固定通話0.0分、
ソーシャルメディア利用57.8分、メール利用17.0分

<事業概要>

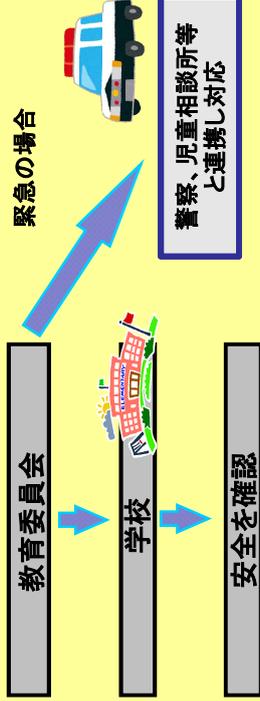
- 実施主体：地方公共団体
- 実施箇所数：10箇所
- 活用ツール：児童生徒への普及の実現可能性や児童生徒の活用が地域の実情に応じてSNSやアプリ等を選定。
- 相談対象者：原則、児童生徒
- 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時程度や、長期休業明け前や日曜日など地方公共団体が設定。
- 相談員の体制：相談業務に関する知識・経験を有する者に加えて、学生など若年層のコミュニケーション事情に精通した者を組み合わせた相談体制の整備が考えられる。

(「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告)(案)」
SNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループより)

【イメージ】SNSを活用した相談



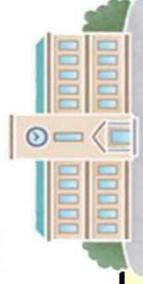
(例)自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



夜間中学における就学機会の提供推進

平成30年度概算要求額 79百万円
(平成29年度予算額 20百万円)

- 義務教育未修了者等が12万人以上存在する実態。 → 夜間中学は全国に31校（生徒数1,660名）に止まる。
- 平成28年12月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立。
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確化。全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられる。
- 平成29年3月に、**教育機会確保法第7条に基づき基本指針を策定。**



教育機会確保法、基本指針を踏まえた施策の総合的な推進

<設置の促進>

都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

4百万円(1か所あたり50万円)
教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。【新規】

夜間中学新設準備に係る調査研究

20百万円(1か所あたり250万円)
夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。【拡充】

<既設の夜間中学等における教育機会の確保>

必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。【新規】

<多様な生徒の受け入れ>

既存夜間中学の教育機会の提供拡充に係る調査研究

約6百万円(1か所あたり約25万円)
義務教育を受ける機会を實質的に保証するための様々な役割を夜間中学を設置する市区において検証。【継続】

多様な生徒に対応した教育活動を支援

約39百万円(1か所あたり約160万円)
多様な生徒を受け入れるために必要な環境整備に係る経費を夜間中学を設置する市区に補助。[補助率1/2]【新規】

<広報活動>

教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。【拡充】

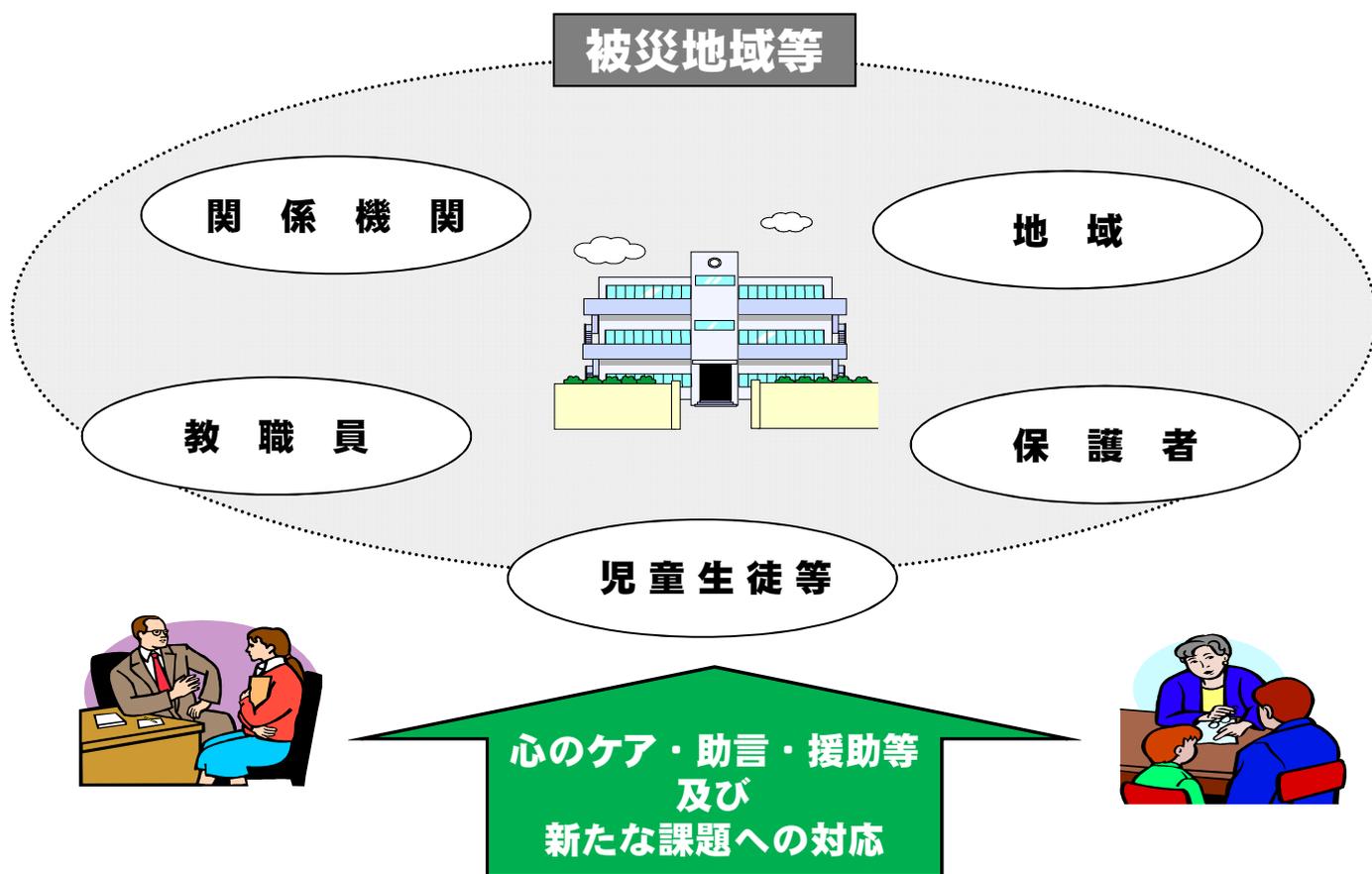
<夜間中学の設置促進、夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大>

緊急スクールカウンセラー等活用事業

平成30年度概算要求額 27億円(平成29年度予算額 27億円)
【東日本大震災復興特別会計】

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を全額国庫補助で支援する。

※平成23～27年度は、全額国費の委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに全額国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

7. 子供の体験活動の推進

(前年度予算額)	101百万円)
平成30年度要求・要望額	101百万円

1. 要 旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円(99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【生涯学習政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

(2) 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

3百万円(3百万円)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援〔補助率1／3〕

子供の体験活動の推進

(前年度予算額：101百万円)

平成30年度概算要求額：101百万円※

※百万円未満は端数処理をしているため、合計と一致しない。

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」として、総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施しており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進 平成30年度概算要求額 99百万円
(「学校を核とした地域力強化プラン」の一部)

1. 事業内容

(1) 宿泊体験事業

宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組 (322校)

学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組 (134地域)

教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組 (134地域)

教育委員会が主催する教育支援センター(適応指導教室)等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域(各都道府県・市区町村)

各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

2. 補助事業者 都道府県・市区町村

3. 補助率 1/3



ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

平成30年度概算要求額 3百万円

(「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部)

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニュアルを開発する。

関連施策：体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置

■補習等のための指導員等派遣事業 平成30年度概算要求額 3,579百万円の内数

1. 事業内容

公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

2. 補助事業者 都道府県・指定都市(市区町村は間接補助)

3. 補助率 1/3

